

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第1回本部員会議

日時：令和2年1月31日(金) 15時～

場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

(2) 今後の対応等について

3 閉会

< 配 布 資 料 >

資料1 発生状況等について（国発表資料より）

資料2 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

資料3 本県の対応について（県民・報道機関向け）

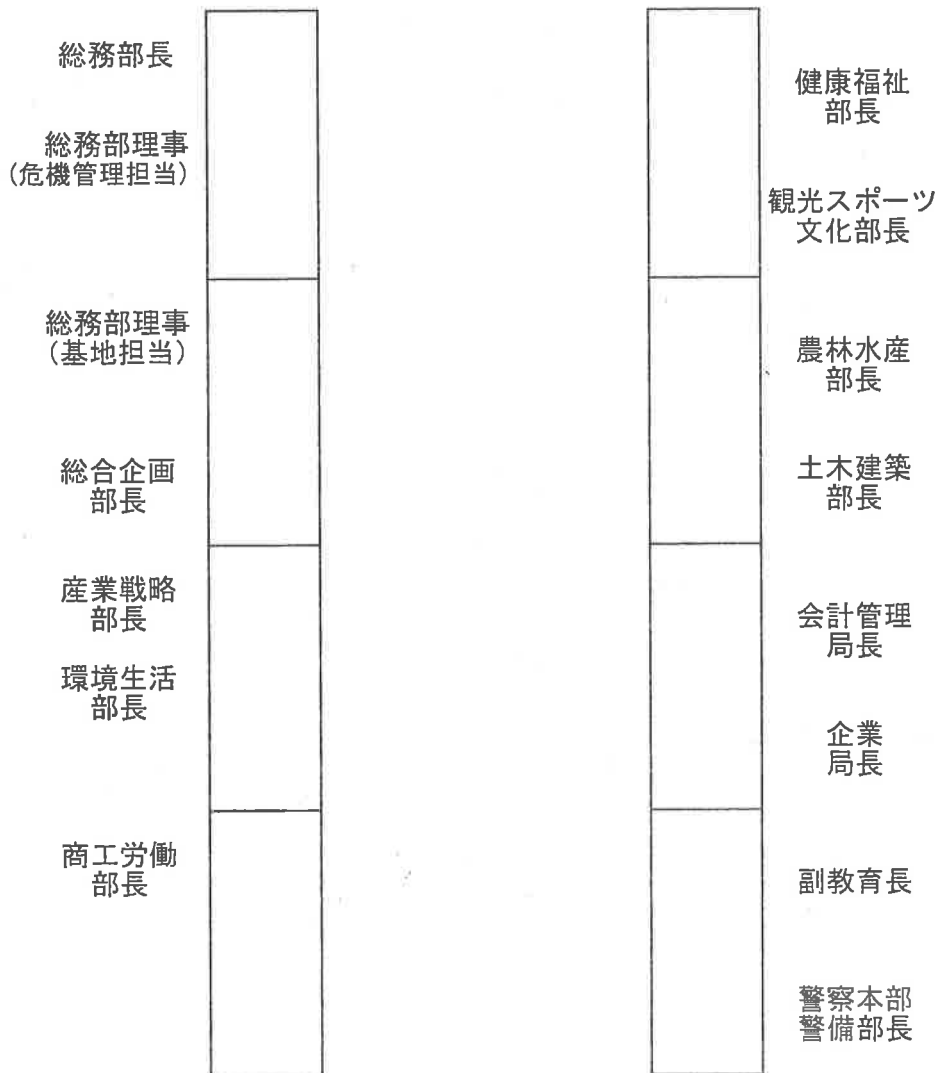
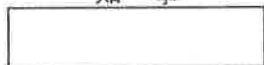
資料4 新型コロナウイルス感染症 対応フロー

資料5 山口県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第1回本部員会議 配席図

日時：令和2年1月31日(金)15時～
 場所：県庁4階 共用第1会議室

知 事



厚政 課長	環境保健センター 所長	健康福祉部 次長	健康福祉部 審議監	健康増進 課長	感染症 班長

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第1回本部員会議 出席者名簿

日時：令和2年1月31日(金) 15時～
場所：県庁4階 共用第1会議室

- 1 本部長 知事
- 2 副本部長 健康福祉部長
- 3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当、基地担当）
総合企画部	総合企画部長
産業戦略部	産業戦略部長
環境生活部	環境生活部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
会計管理局	会計管理局長
企業局	企業局長（総務課長代理出席）
教育庁	副教育長
警察本部	警備部長

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年1月30日 9時時点

	中国 (※)	日本	韓国	台湾	シンガ ポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシ ア	オーストラ リア
患者数	7711	9	4	8	7	1	14	2	7	7
死亡者数	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジ ア	スリランカ	合計
患者数	5	3	5	4	1	1	7794
死亡者数	0	0	0	0	0	0	170

(※)

中国では、湖北省（武漢市を含む）、北京市、広東省、上海市などにおいて、患者が確認されている。

- 新型コロナウイルスに関連した感染症による死亡例は、中国での132例。
- 我が国で、1月15日に1例目、1月24日に2例目、1月25日に3例目、1月26日に4例目、1月28日に5 - 7例目、1月29日に8例目、1月30日に9例目が確認されたところ。
- 日本での感染者2例（6、8例目）については、武漢市への滞在歴は確認されていない。6例目は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、8例目は当該バスのガイドとして業務に従事。
- 上記の患者のほか、無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）が、日本で2例確認された（1月30日）。

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年1月30日9時現在

	武漢市 滞在歴	確定日	入院状況	現在の状態	濃厚接触者
1例目 (50代男性)	あり	1月15日	通院	全快	33名特定 <small>※健康観察終了</small>
2例目 (40代男性)	あり	1月24日	入院中	軽快	32名特定 <small>※健康観察中</small>
3例目 (50代女性)	あり	1月25日	入院中	軽快	7名特定 <small>※健康観察中</small>
4例目 (40代男性)	あり	1月26日	入院中	軽快傾向	2名特定 <small>※健康観察中</small>
5例目 (40代男性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	3名特定 <small>※健康観察中</small>
6例目 (60代男性)	なし	1月28日	入院中	症状安定	22名特定 <small>※健康観察中 ※うち1名は8例目</small>
7例目 (40代女性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	2名特定 <small>※健康観察中</small>
8例目 (40代女性)	なし	1月29日	入院中	軽快	3名特定 <small>※健康観察中</small>
9例目 (50代男性)	あり	1月29日	入院中	治療中	調査中

<無症状病原体保有者> ※症状はないが、検査が陽性となった者

1例目 (40代男性)	あり	1月29日	入院中	症状なし	調査中
2例目 (50代女性)	あり	1月29日	入院中	症状なし	調査中

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

令和2年1月31日
山口県健康福祉部

1 これまでの対応

- R2.1.23 (木) 庁内情報交換会 開催
 R2.1.28 (火) 庁内対策連絡会議 開催
 R2.1.30 (木) 保健所・市町等担当者会議 開催
 (政府「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置)

2 体制について

政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置を踏まえ、本日「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」(本部長：知事)を設置

3 指定感染症※(二類相当)指定を受けての対応

医療体制	入院は、第二種感染症指定医療機関が対応
受診方法	当該感染症に罹患している疑いのある方は、最寄りの保健所に連絡のうえ、指示に従い医療機関を受診
相談窓口	1月31日(金)設置

4 今後の対応

状況の変化に対応するため、情報収集・提供、関係者協議の徹底を行う

- 感染防止対策⇒サーベイランス、積極的疫学調査
- 県民への情報提供⇒相談窓口の設置、広報活動
- 関係機関への情報の提供
- 医療機関等に対する医療資材の確保(防護服等)
- 本部員会議等の開催

※指定感染症

既知の感染症で、感染症の類型(一～五類)に分類されていない感染症において、一～三類に準じた対応の必要が生じた感染症を政令で指定するもの。

(県民・報道機関向け)

令和2年1月31日

新型コロナウイルス感染症に対する本県の対応について

1 趣旨

国は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定するとともに、ヒトからヒトへの感染を認め、昨日、安倍首相を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しました。

これを受け、本県では、本日から以下のとおり対応することとしましたので、県民の皆様、報道機関の皆様には、万が一の感染拡大防止に御協力をお願いします。

2 本県における対応

(1) 「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」(本部長：知事)の設置

対策本部の設置により、関係部局が緊密に連携し、新型コロナウイルス感染症の予防・まん延防止対策に取り組めます。

(2) 県民向け相談窓口の設置(別紙のとおり)

3 県民の皆様へ

過剰に心配することなく、手洗いやマスクの着用、咳エチケットの徹底など、通常の感染症対策をしっかりと行ってください。

また、不安なことがあれば保健所等に設置した相談窓口をご利用ください。

なお、下記のⅠ及びⅡを満たす方は、最寄りの保健所に連絡のうえ、指示に従い医療機関を受診してください。

Ⅰ 発熱(37.5度以上)と呼吸器症状(せき、たんなど)がある方

Ⅱ 武漢市への渡航歴がある方、または「武漢市への渡航歴があり、発熱と呼吸器症状がある人」と接触した方

《日常的な対策のポイント》

○ **流水と石けんを使ってこまめに手を洗いましょう。**

※ 特に外出した後や咳をした後に口や鼻、目等を触る前には手洗いを行いましょう。

○ **咳をする場合には、マスクの着用や、鼻をティッシュで覆う等の咳エチケットを行い、周りの人への感染を予防しましょう。**



新型コロナウイルス 相談窓口

【相談時間】 9:00～17:00 (多言語対応可能)

【電話番号】

岩国健康福祉センター	0827-29-1523
柳井健康福祉センター	0820-22-3631
周南健康福祉センター	0834-33-6423
山口健康福祉センター	083-934-2533
山口健康福祉センター防府支所	0835-22-3740
宇部健康福祉センター	0836-31-3203
長門健康福祉センター	0837-22-2811
萩健康福祉センター	0838-25-2667
県健康増進課	083-933-3502
下関市立下関保健所	083-250-7778

※土日・祝日は県健康増進課、下関市立下関保健所で対応します

- 発熱 (37.5度以上) と呼吸器症状 (せき、たんなど) があり、
- 「武漢市への渡航歴がある」 または
「武漢市への渡航歴があり、発熱と呼吸器症状がある人」と接触した

両方当てはまる方…

**医療機関で診察を受ける前に、
まずはお電話でご相談ください!**

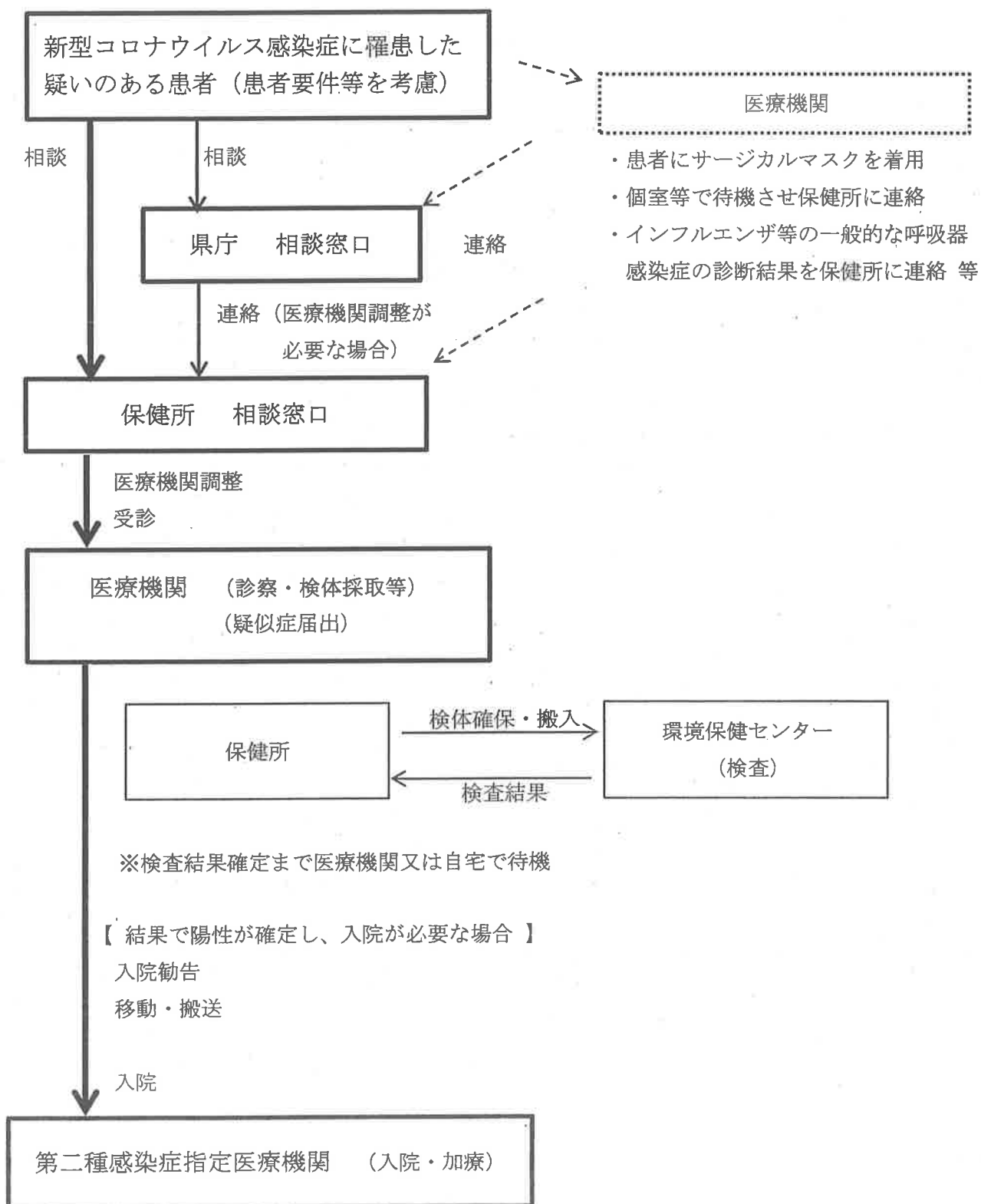
《日常的な対策のポイント》

- 流水と石けんを使ってこまめに手を洗いましょう。
※特に外出した後や咳をした後に口や鼻、目等を触る前には手洗いを行いましょう。
- 咳をする場合には、マスクの着用や、鼻をティッシュで覆う等の咳エチケットを行い、周りの人への感染を予防しましょう。

山口県

新型コロナウイルス感染症 疑似症患者 対応フロー （相談～診察・検査～入院）

- 県民からの相談の中で、新型コロナウイルス感染症の検査の実施要件を満たす有症状者（発熱と呼吸器症状等）が認められた場合、保健所は、診察・検体採取を行う医療機関と調整。
- 医療機関は、当該有症状者から咽頭ぬぐい液などの検体を採取。
- 保健所は、検体を受け取り、環境保健センターに搬入。同センターで検査を実施。
- 検査結果が陽性で入院が必要となれば、患者は第二種感染症指定医療機関に入院。



山口県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(目的)

第1条 令和元年12月に中国で発生した新型コロナウイルス感染症に対し、感染拡大の防止、健康被害の最小化、社会・経済への影響の最小化の観点から、部局横断的に的確かつ迅速に対処するため、山口県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 対策本部の長は対策本部長とし、知事をもって充てる。

2 対策本部に対策本部長代理及び対策副本部長並びに対策本部員その他の職員を置く。

3 対策本部長は、対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

4 対策本部長代理は、副知事をもって充て、対策本部長を助け、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 対策副本部長は、健康福祉部長をもって充て、対策本部長を助け、新型コロナウイルス感染症対策推進の全般を掌理する。

6 対策本部員は、別表に掲げる各部局の長等をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集、分析及び伝達に関すること

(2) 新型コロナウイルス感染症に対する県の対策に関すること

(3) 関係機関との連携に関すること

(4) 県民に対する広報活動に関すること

(5) その他新型コロナウイルス感染症対策に関すること

(庶務)

第4条 対策本部の庶務は、健康福祉部厚政課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、対策本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長	総務部理事（危機管理担当、基地担当）	総合企画部長	産業戦略部長
環境生活部長	商工労働部長	観光スポーツ文化部長	農林水産部長
土木建築部長	会計管理局长	企業局长	副教育長
			警察本部警備部長